

小水力発電に係る実証実験を行う場合の標準手続フロー図(案)

※実証実験とは、小水力発電を今後実施していくために、発電機器の性能等を確認するために行うものとする。

本フローは、小水力発電に係る実証実験を行う場合に、必要な許可手続(登録含む)の要否を明確にすることにより、実証実験実施者及び河川管理者双方の手続の円滑化を図ることを目的としたものである。なお、判断に迷う場合や疑義が生じた場合には、河川管理者に事前相談を行い、必要な手続の有無を確認していただきたい。

実証実験の実施(実施主体・実施目的・小水力発電の施設規模の如何は問わない。
ただし、従属発電による実証実験を行う場合は、施設の所有者などである従属元の事前同意が必要。)

※新たな減水区間の発生や魚類等への影響等、河川環境に影響を生じる場合はこの限りではない。

「売電」の有無

売電有り

売電なし

※収益発生

※自家消費の範囲

実施箇所

河川法第23条許可手続
(登録含む)を要する。

+
河川区域内に工作物を設置する場合は、
工作物に係る法第24条、法第26条第1項も要する。

※発電の実施箇所自体は河川区域外であっても、河川区域内に、
そのために何らかの工作物などを設けるような場合は、河川区域内
として取り扱う。

河川区域「内」

河川区域「外」

※実施対象水路の流水は、慣行水利
か許可水利かは問わない。

工作物の設置の有無

※取水施設を設置しない、または設置しないに等しい状況であるかは、
工作物の設置状況等を踏まえ、河川管理者等と事前相談により決定。
(相談が必要な例:取り外しが容易なもの、可搬式であるもの)
※既設工作物を利用する場合は、その利用による河川管理上の影響
について、河川管理者等と事前相談により決定。

設置する

設置しない

河川法第23条許可手続
(登録含む)を要する。

+
工作物に係る法第24条、法第26条第1項も要する。

実証期間

※実証期間は、発電機器の性能等の確認を行う期間のみでなく、その機器の
設置期間及び撤去期間を含む。
※当初の実証期間が1月未満であっても、その後、再度実証実験を行うこと
になり、その実証期間の合計が1月を超える場合は、河川法第23条許可(登録
を含む)を要する。
※複数回の実証実験を行う予定があり、その実証期間の合計が1月を超える
場合は、河川法第23条許可(登録を含む)を要する。

1月以上

1月未満

河川法第23条許可手続
(登録含む)を要する。

河川法第23条許可手続
(登録含む)を要しない。

※ 河川法第23条許可手続(登録を含む)を要しない場合であっても、河川区域内で実証実験を行う場合は、河川工事や環境調査等で使用できない場合もあり得ますので、河川管理者に事前相談されることをおすすめします。

※ 河川法上の許可を要しない場合であっても、洪水時等においては治水上の支障があることから、実証実験実施者の責任において施設の撤去を行うことが必要です。なお、河川管理者から施設の撤去の依頼があった場合は、速やかに対応願います。